

新山城地域振興計画策定懇話会の運営について

1 懇話会の招集及び議事運営

懇話会は山城広域振興局長が招集し、座長は懇話会の議事を運営する。

2 議事の公開

会議は原則として公開とし、傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし、特段の理由があると山城広域振興局長が認めた場合には、理由を明示し、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 会議資料

会議資料は原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると山城広域振興局長が認めた場合には、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 議事内容の公表

発言者名を記載しない議事要旨を、会議において公開した資料とともに、懇話会終了後府ホームページにて公表する。